

CLUB CCI UCカード会員特約

第1条(カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、CLUB CCI を運営する東京商工会議所(以下、「甲」と称します。)と株式会社クレディセゾン(以下、「乙」と称します。)が提携して発行するもので、CLUB CCI UCカード(以下、「本カード」と称します。)と称します。
2. 本カードは全国の商工会議所(以下、「丙」と称します。)の会員企業並びに団体に従事し、CLUB CCIのメンバーである個人を対象とし、甲に入会のお申込をしていただき、甲および乙が入会を承諾した方を会員といたします。契約は、甲と乙が承諾をした日に成立するものとします。

第2条(カード会員資格の得失、有効期限)

CLUB CCIメンバー(以下、「メンバー」と称します。)は、乙が入会を承認し、乙の会員資格を得ると同時に本カードの会員となり、理由のいかんを問わず乙の会員資格あるいはメンバー資格を喪失すると同時に本カードの会員資格を喪失します。会員資格を喪失した場合は、本カードを乙に返却することを条件に別途CLUB CCIよりメンバーズカードを発行するものとします。また、CLUB CCIメンバーでなくなった場合にも同様に本カードの会員資格は喪失いたします。

第3条(家族会員に関する条項の不適用)

前条の規定にかかわらず、UCカード会員規約中、家族会員に関する条項(第1条第2項・第3項)およびその他の家族会員に関する部分については適用されないものとします。

第4条(個人情報の利用)

1. 入会申込者および会員(以下、両者を「会員等」と称します。)は下記(1)に定める会員の個人情報について、甲が必要な保護措置を行ったうえで、下記(2)に定める目的のために当社と相互に交換し、利用することにあらかじめ同意するものとします。

(1)会員の個人情報の内容

- ①甲および乙に対して、所定の申込書に会員が記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号等、入会申込時および入会後に届け出た事項
- ②会員等の入会審査結果

(2)利用目的

甲が会員情報管理(登録情報の更新)、メンバーズカード発行管理を行うため。

2. 会員等は、甲が前記第1項(2)の目的のためにその業務を委託する場合、当該業務の遂行に必要な範囲で前記第1項(1)の個人情報を保護措置を講じたうえで当該業務委託先に預託することをあらかじめ同意するものとします。

3. 会員が本条第1項(2)の利用目的の利用について中止を申し出た場合、甲および乙は本カードのサービス提供に支障がない範囲で、これを中止するものとします(中止の申し出は甲が指定した別記に定める窓口に連絡するものとします)。

4. 会員は、甲および乙に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます(開示は別記に定める窓口に請求するものとします)。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、甲および乙はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

5. 甲および乙は、本条第1項(1)に定める会員の個人情報について、本条に掲げた目的以外には利用しないものとします。

第5条(届出事項の利用)

会員から、甲又は乙への氏名、住所、電話番号等変更についての申し出があった場合、当該情報について甲が前条の規定に従い利用することに会員はあらかじめ同意するものとします。

第6条(特約の改定ならびに承認)

1. UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

2. 本特約に定めのない事項については、UCカード会員規約が適用されるものとします。

<お問い合わせ・相談窓口等>

甲に対する会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

お問い合わせ事項	相談窓口	当社名・住所・電話番号
本特約全般について	商工会議所 CLUB CCI事務局 相談担当	東京商工会議所 東京都千代田区丸の内3-2-2 03-3283-7900